

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年11月7日（木）10：00～11：30

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室D

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

検査評価室 滝吉室長補佐

実用炉監視部門 小坂企画調査官、吉野企画調査官、小野主任監視指導官、片岸主任原子力専門検査官、久光管理官補佐

実用炉審査部門 義崎管理官補佐、宮本管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 副長 他2名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他2名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副部長 他2名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）に基づき、許認可に基づく要求事項（実条件性能）の確認範囲と、定期事業者検査及び月例検査の定例試験等で確認する範囲との対応のイメージについて説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。原子力規制庁から、許認可に基づく要求事項(A)に対応し、月例で確認できる範囲(B)、運転中の確認が実施困難な範囲(C)、実条件が設定困難な範囲(D)及び保全、日常管理によって担保している範囲(E)に分けているが、(C)、(D)で不足する分を(E)で全てカバーできるように見える記載となっているので、(E)の対象を明確にし、(C)、(D)との関係も合わせてA T E N A等で再度整理して、面談でイメージを共有することになった。

また、説明資料は、許認可に基づく要求事項を基準として、それを満足させるための方法が明確に示されるように作成すること。

(2) A T E N A等から、配布資料（2）に基づき、事前調整（プレコンディショニング）の妥当性と対応案について説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。原子力規制庁から、事前調整について保安規定に記載するのか否か、記載する場合は各社別々の方針なのかある程度の共通イメージに沿って行うのか等について事業者内で整理するよう求め、A T E N A

等から、再度整理した上、面談で説明するとの回答があった。

6. 配布資料

- (1) 実条件性能および定期試験における確認行為の対応関係について（A T E N A 資料）
- (2) 事前調整（プレコンディショニング）について（A T E N A 資料）